

第50回 横浜市屋外広告物審議会

次 第

日 時 平成25年7月2日（火曜日）
午後3時から午後5時まで

会 場 横浜市庁舎 5階 関係機関執務室3

次 第

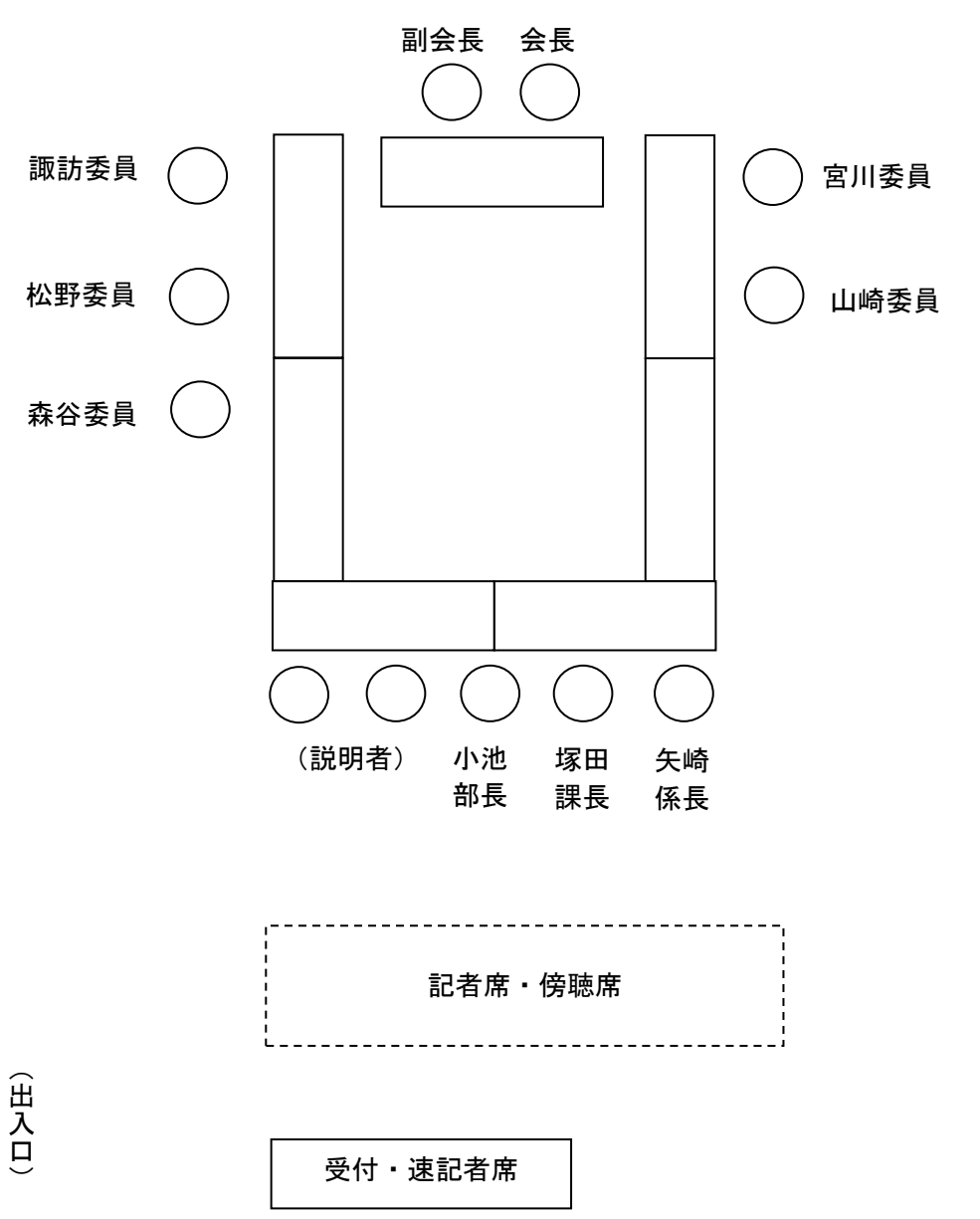
1 議 事

- (1) 一時的に映像を表示する場合の屋外広告物条例上の取扱いについて
(審議)
- (2) 条例第6条に掲げる指定地域における適用の除外の取扱いについて
(審議)
- (3) その他

2 閉会

【第50回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場： 横浜市庁舎 5階 関係機関執務室3



第29期横浜市屋外広告物審議会名簿

(委員名は五十音順)

任期 平成24年12月 1日から

平成26年11月30日まで

	氏名	役職名
会長	中下 裕子	弁護士
副会長	菊竹 雪	多摩美術大学客員教授
委員	岩村 和夫	東京都市大学・同大学院教授
〃	諏訪 恵一	横浜市屋外広告美術協同組合理事
〃	平山 正晴	横浜市町内会連合会委員
〃	松野 勲	クリエイティブ・ディレクター
〃	宮川 眞壽美	横浜商工会議所 議員
〃	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副理事長
〃	森谷 保	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長
〃	山崎 洋子	作家

屋外広告物審議会 事務局名簿

役 職 名	氏 名
都市整備局地域まちづくり部長	小池 政則
都市整備局景観調整課長	塚田 洋一
都市整備局景観調整課景観調整係長	矢崎 将一

審議事項：一時的に映像を表示する場合の屋外広告物条例上の取扱いについて

1 論点

禁止地域に映像を表示する場合は、2つのケースに分けられます。

(1) ケース1：屋外広告物条例上の「屋外広告物ではない」として取り扱う場合

次のいずれかに該当する場合は、屋外広告物ではありません。

- ア 「常時又は一定の期間継続して」表示されない。
(例) イベントや社会実験などのために、1週間程度表示される広告物等。
- イ 「屋外で」表示されない。
(例) 窓の内張りになっているなど、屋内で表示される広告物等。
- ウ 「公衆に」表示されない。
(例) 施設内のアトラクションなど、対象者が限られている広告物等。

(2) ケース2：屋外広告物条例上の「特例の許可」として取り扱う場合

次のいずれかに該当し、景観を阻害しない場合は、特例の許可をすることができます。

- ア 特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等
- イ 表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等

2 事務局としての見解

(1) 今回の案件について

次の2つのいずれも満たすことから、(1)ウの「公衆に表示されない」に該当すると考えられるため、屋外広告物条例上の屋外広告物ではないとします。

- ア 空間的な特徴
表示される映像の全ては閲覧エリアにおいてのみ展望できるといえるような、空間的な特徴を有しているため、対象者が限られていること。
- イ 管理上の対策
閲覧エリアへの入場が制限されるとともに、入場者以外が表示される映像を閲覧できないよう、会場周辺への立入が規制されるため、施設管理者によって管理上の対策が講じられていること。

(2) 表示内容が変更される場合について

次のとおり、取り扱います。

- ア ケース1に該当すると考えられる場合
2(1)の条件を継続して満たしていると考えられる場合は、屋外広告物条例上の「屋外広告物ではない」として同様に扱います。
- イ ケース2に該当すると考えられる場合
表示内容が変更されることによって、2(1)の条件が満たされなくなり、屋外広告物条例上の屋外広告物であると判断される場合は、どのように取り扱うべきかについて再度横浜市屋外広告物審議会の意見を聴きます。

3 根拠条文

○ 屋外広告物法

(定義)

第二条

この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

○ 横浜市屋外広告物条例

(禁止地域等)

第7条

次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及びその周囲並びに指定され、又は仮指定されたものの周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域

(許可の特例)

第19条

市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

○ 横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域

1 条例第6条第1項第2号の規定により指定する地域

文化財保護法(昭和25年法律第214号)により指定された建造物又は地域(以下「文化財等」という。)の名称	文化財等の所在地又は範囲	指定地域
旧横浜船渠株式会社第2号船渠(ドック)	西区みなとみらい二丁目2番1号	建造物の敷地

(1) ドックヤードガーデンの位置づけ

別添資料①参照

- ・横浜市認定歴史的建造物（平成元年指定）
- ・みなとみらい21中央地区 25街区特定街区（平成5年6月変更届）
- ・重要文化財指定（平成9年指定）

→旧横浜船渠2号ドックの「保全活用」が目的

「近代港都「横浜」の歴史を伝える産業遺構である第2号ドックの歴史的・空間的価値を新しい街づくりの中に継承し、一般市民が文化的活動等の多面的利用を通してその空間を体験し得るものとして、一体的計画による保全活用を図る（横浜市認定歴史的建造物・保全活用方針より抜粋）」

⇒上記保全活用の精神により、「ドックヤードガーデン地下飲食店街」、「ドックヤードガーデンイベントスペース」としてこれまで活用を進めてきた。

(2) ドックヤードガーデンのリニューアル計画について

- ・竣工して20年を迎える横浜ランドマークタワーの再活性化のため、またみなとみらいエリアの更なる活性化のため、横浜ランドマークタワーの象徴的空間であるドックヤードガーデンの再活性化を「保全活用」の精神にのっとった形で検討。

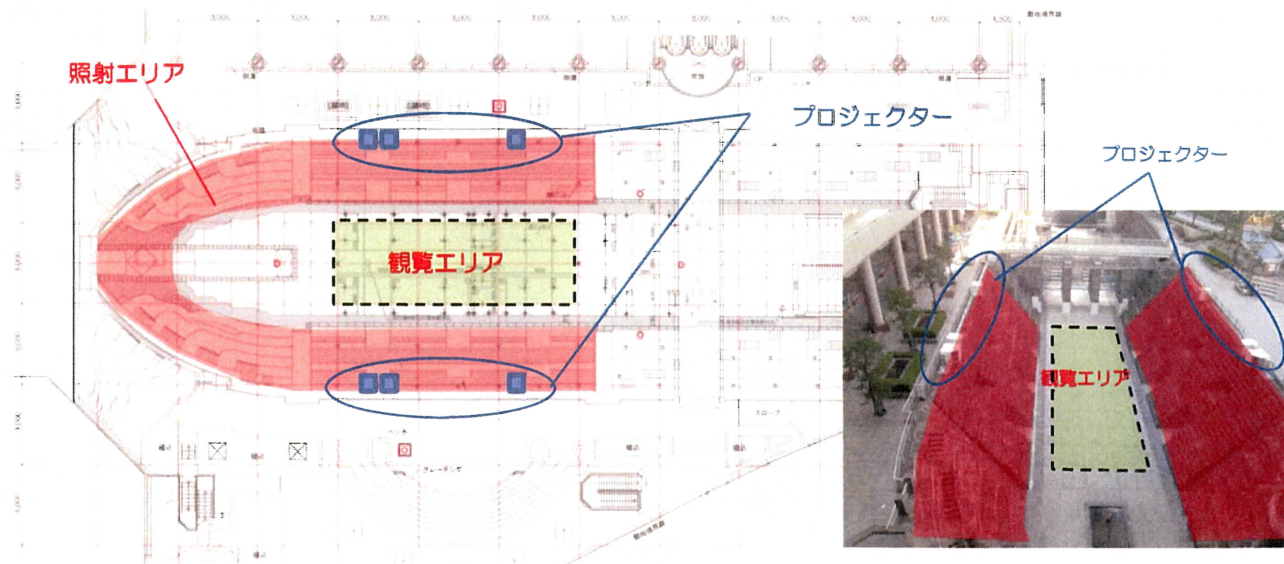
ランドマークタワー20周年（2013年7月16日）に併せて、
「ドックヤードガーデンの特徴ある歴史的空間の活用」
「風に影響を受けないイベント広場としての活用」
をすべく、ドックヤードガーデンにて「プロジェクションマッピング」を実施。

※地下飲食店街についてもリニューアルを実施し「みらい横丁」としてオープン予定

(3) ドックヤード・プロジェクションマッピングの実施概要等について

【実施概要について】

- ・高さ約10m、横幅約29mの船型の石壁に沿って映像を投影することにより、その世界に入り込んだような感覚が味わえる「180度体感型プロジェクションマッピング」を展開予定。



- ・ドックヤードにおけるプロジェクションマッピングでは、180度体感型であり、底盤部に降りることによって初めて体感できるものであることから、作品上映の際には底盤部へ人を誘導した上で観覧してもらうことを想定している。
- ・また、運営管理上、人があふれることのないよう、整理券による入場制限、ドック周辺（上部）からの観覧防止のための入場規制も実施する予定。
（参考：周辺からのドック見え方について・・・別添資料②参照）

【コンテンツの展開内容について】

①第一弾コンテンツについて

- ・タイトル：『YOKOHAMA ODYSSEY』（ヨコハマオデッセイ）
横浜開港から現代、未来のみなとみらいまで表現する横浜ならではのストーリー
- ・上映頻度：平日3回、休日5回（開始時間19：30以降）（予定）
- ・上映時間：6～7分程度
- ・上映期間：7月16日～11月上旬（予定）
- ・収容人数：約500名程度
※今後変更の可能性あり

②コンテンツ展開イメージについて（予定）

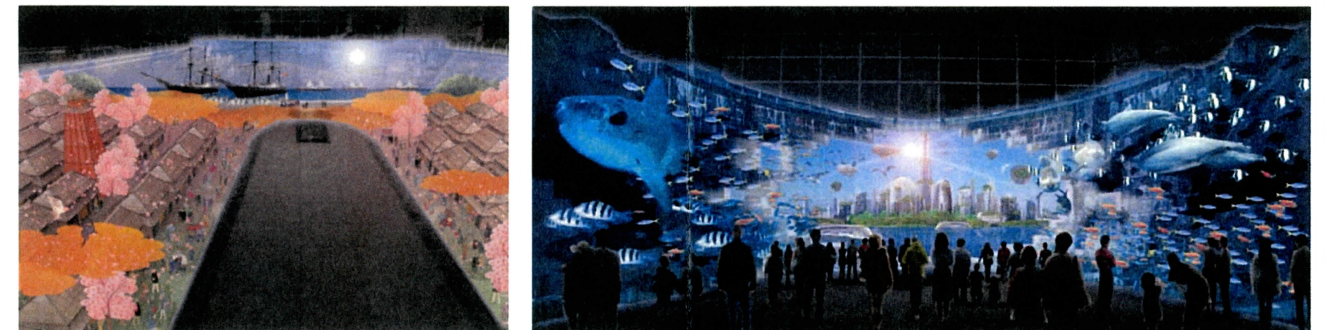
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
通年展開											
			スポット (未定)				夏休み・観光シーズン		スポット (未定)		クリスマス

※通年展開するイベント以外に期間限定（夏休み、クリスマス）やスポット（短期）でのイベント実施を検討。

※考え得るコンテンツ展開（案）

- ・アート系（藝大制作等）作品の展示会
- ・底盤部活用×プロジェクションマッピング（トリエンナーレ、音祭りやダンスダンスダンスとのコラボ）
- ・タイアップイベント

（参考）第一弾コンテンツ（仮：YOKOHAMA ODYSSEY）のイメージパース



※横浜ランドマークタワー20周年に加え、みなとみらい地区事業開始30周年も記念し、横浜開港から現代、そして未来のみなとみらいまでを表現する横浜ならではのストーリーで、歴史感あふれる冒険が楽しめる内容を予定

- ・今後のコンテンツ展開については、(1)に記載の保全活用方針に則った上で、「賑わい形成」に資するイベントを展開する。

■横浜市認定歴史的建造物（土木産業遺構：平成元年指定）

5. 保全活用方針

近代港都「横浜」の歴史を伝える産業遺構である第2号ドックの歴史的・空間的価値を「みなとみらい21」の新しい街づくりの中に継承し、一般市民が文化的活動等の多面的利用を通してその空間を体験し得るものとして、25街区開発に取り込んだ一体的計画による保全活用を図る。

(1) 保全形態

- ① **市民がドック渠内の空間体験を通して、石造ドックの仕組みを理解できるような保全に努める。**
渠内は、構造面の安定性と利用面の安全性の観点から建築物の地下階と一体的な構造として復元する。
- ② 第2号ドックは、その全貌を一体的に把握出来るような渠内長及び断面形を確保すると共に、25街区開発全体の計画に整合する保全活用を図るため、第2号ドックは敷地内で若干移動し、その全体形を損なわないように若干縮小する。
- ③ 解体移設復元後も **ドック本来の形態を構成する渠口部、本渠部（2形態）、渠頭部を一体的に保全し、ドックの全貌が把握できるものとする。**
- ④ 石造ドックの石積み構造等は、解体時、適宜、記録保存のこととする。

(2) 活用の方向

- ① 単なる歴史的遺産の保存ではなく、**みなとみらい21の街づくりの中でその形態上の特徴を空間的魅力として活用する。**
- ② 第2号ドックの渠内空間は文化的活動等の多面的利用を考え、修景、空間体験、人が集まる活動を想定し、昼夜間、四季を通しての幅広い活用を図る。
活用事例としては、演劇、パフォーマンス、音楽フェスティバル、ファッションショー、展覧会・展示会等が想定される。

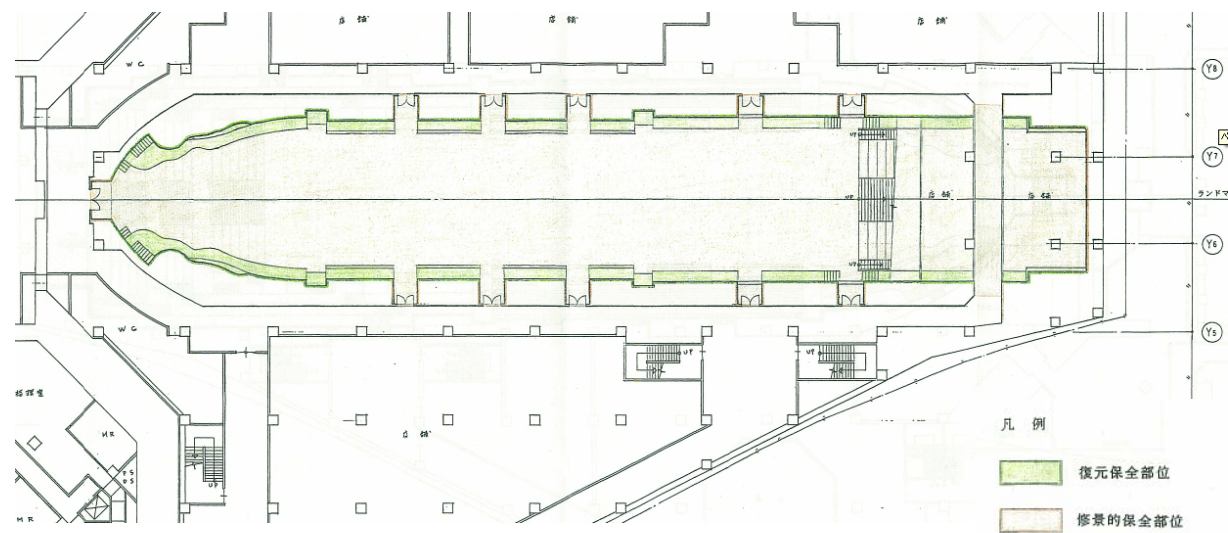
6. 保全改修の方向性

渠内空間の外観の保全を適切に図り、利用者の安全性を確保していくため、必要な調査を実施の上、以下の点に留意し、保全改修を進める。

- (1) ドックを敷地内で次の考え方により、ほぼ全体の形状を移設復元する。
 - ①～⑥：略
- (2) ドックの活用の際に必要な改修は、その歴史的空間的価値を損なわないよう、留意して進める。
 - ①～④：略
 - ⑤ **渠内の多目的な利用・活動に必要な施設等整備の措置を講じる。**

7. 保全すべき部位

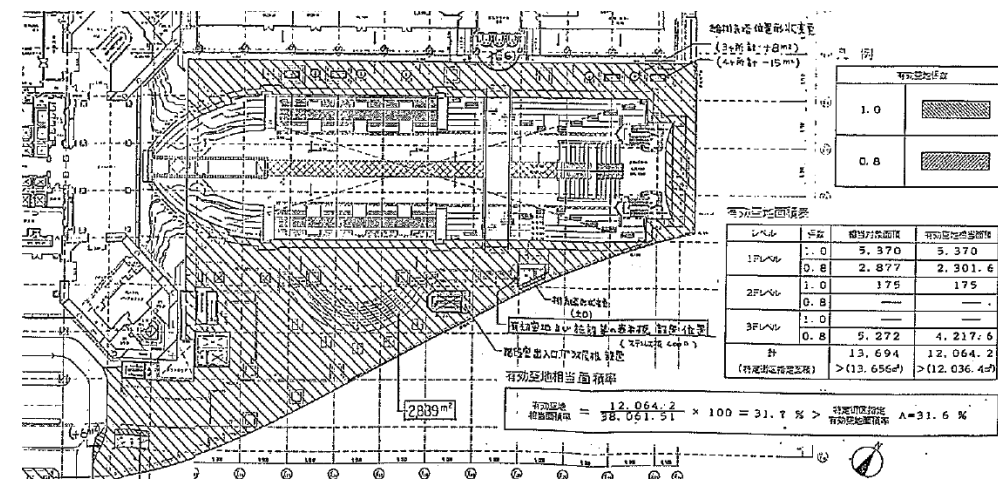
- (1) 2号ドックの空間・形状を保全する。
- (2) 渠壁部分は、旧材を使用し現状どおり復元することを原則とする。
- (3) **ドック底版部、渠壁開口部、渠口部階段等、活用に必要な部位は修景的保全を図る。**



※横浜市認定歴史的建造物「旧横浜船渠第2号ドック」（保全と活用に関する計画）より抜粋

■みなとみらい21中央地区 25街区特定街区（平成5年6月変更届）

○有効空地計画・・・2号ドック周辺広場（ドック上部）



○旧横浜船渠2号ドック保全活用計画

※位置づけ：横浜市歴史を生かした街づくり要綱の「横浜市認定歴史的建造物（土木産業遺構）」の指定

7. 保全形態

- (1) ドック渠内の空間体験により、その歴史性とドックの仕組みを理解可能な最大限の空間として、渠口部、本渠部、渠頭部を一体的に確保します。
- (2) 渠内の安全性確保の面から解体復元の手法により全体の建築計画と一体的な構造とします。

○計画的市街地施設整備計画書

〈 commonspaceの形成〉

②25街区における commonspace — 2号ドック周辺広場 —

2号ドック周辺広場は、日本丸メモリアルパークや多目的広場と一体性のある空間形成を図り、対比的な保全形態をもつ1号ドックと2号特区が対として共通の環境を共有するよう配慮します。

またみなとみらい4号線の歩道沿いは、並木上の植栽により一体性のある散策ルートの形成を図ります。

〈アクティビティフロアの形成〉

②25街区におけるアクティビティフロア — 2号ドック及び周辺施設 —

市民の利用に供する街の賑わいの核的施設として、親しみのある魅力的なものとする。

※特定街区変更申請（平成5年）より抜粋

■重要文化財指定：旧横浜船渠株式会社第二号船渠（平成9年指定）

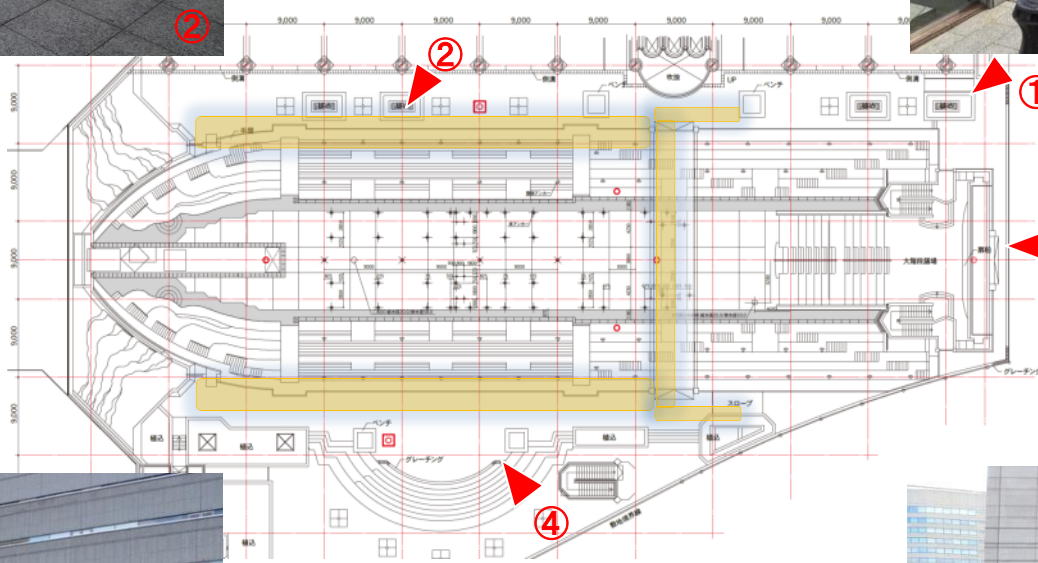
- 1) 指定範囲は、**ドックを支持する構造躯体に囲まれた範囲**とする。
- 2) 指定範囲のうち、ドックの形状を形成する**石積み・構造躯体を、文化財の価値を形成する部分**として、その保存を図るものとする。

石積み・構造躯体について、三菱地所株式会社は現状の維持につとめ、修理・改修を行う場合には、法第43条・43条の2に規定する修理の届出・現状変更の許可を要するものとする。ただしドックの形状に影響を及ぼさない構造躯体の修理・改修については、届出・許可ともを要されないものとする。

- 3) 指定範囲のうち、扉船・**ドック底盤舗装・滝の部分**については、**旧来のものではないが、ドックの空間を形成する部分であることから、文化財の価値を形成する部分に順ずる部分として、可能な限りその保存を図るよう努めることとする。**

仕様変更をともなう改修については、**法43条に規定する現状変更の許可を要するものとし**、ドック底盤舗装については、仕様変更をともなわない場合であっても、小規模（約10㎡程度を目安とする）なもの以外は、法43条の2に規定する修理の届出を要するものとする。

※（「旧横浜船渠第2号ドックの重要文化財指定について」文化庁／地所）確認書より抜粋



① (円形広場の階段上から撮影)



...着色箇所については映像が見えるため、入場規制を予定

審議事項：条例第6条に掲げる指定地域における適用の除外の取扱いについて

1 経緯・現状

(1) 第48回審議会：「当該路線から明らかに展望できない」範囲として以下を検討。

①トンネル・掘割で入口から離れた部分

②高架の直下で曲りから離れた部分

→ 具体的なエリアの選定には課題があるので、慎重に対応する必要あり。

(2) これを受け、事務レベルで慎重に検討中。

他方、この間も、本件適用除外規定を根拠とする広告物の設置希望が増加。
個別相談・申請への明確な回答を求められるようになってきている。

2. 対応(事務局案)

(1) 「具体的なエリア」を審議会に諮り確定させるまでの間は、事務レベルで一件毎に審査し、審議会で報告。

(2) (1)の審査の方法は次のとおり。

ア 広告物等(掲出物件を含む。)が「当該路線から展望できない」ことを次の資料等で確認。

・申請者から提出された写真等(路線側・広告物側の双方から撮影)

・必要に応じ、現場確認

イ 「展望できない」の取扱いについては、人工物による遮蔽も可とする。

ただし、「当該人工物の変化により展望が可能になったときには許可を継続しない」ことを許可条件とする(継続申請の度に状況を確認)。

[参考条文]

○横浜市屋外広告物条例

(禁止地域等)

第6条 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(5) 道路、鉄道及び軌道の区域並びにこれらに接続する地域で、別に市長が指定する範囲内にある地域

○ 横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域

2 条例第6条第1項第5号の規定により指定する地域

道路、鉄道又は軌道(以下「道路等」という。)の名称	指定地域	
	道路等の区域	道路等に接続する地域
国道466号線(第3京浜道路)	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域
(中略)		
適用の除外		
次のいずれかに該当するものは、条例第6条第1項第5号の規定を適用しない。		
(4) <u>当該路線から明らかに展望できないと市長が認める広告物等</u>		